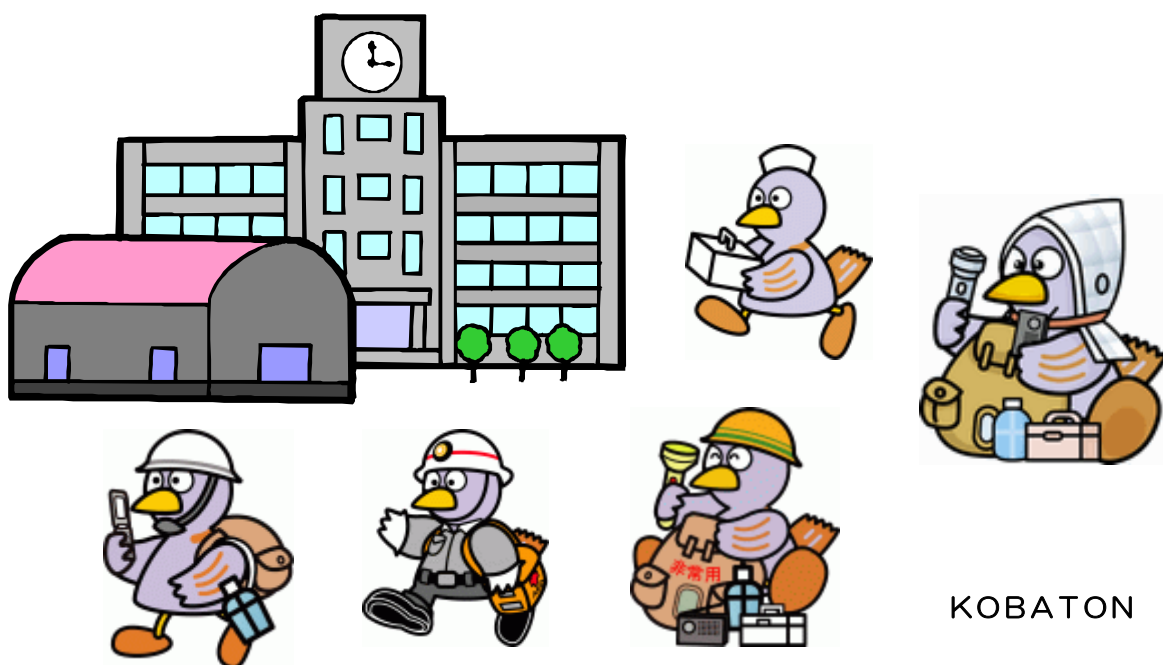


# ぼうさいまにゅある 防災マニュアル

かていばん  
(家庭版)



埼玉県立草加かがやき特別支援学校  
令和3年10月策定

<p>がくぶ がくねん 学部・学年</p> <p>部 年</p>	<p>しめい 氏名</p>
--------------------------------------	-------------------

【目次】	.....	1
1 はじめに	.....	2
2 家庭版マニュアル作成に関して	.....	2
3 学校災害対策本部の設置について	.....	2
4 児童生徒引き渡しの基準	.....	3
5 保護者引き渡しの手順	.....	5
6 学校と家庭の連絡方法について	.....	8
7 災害発生時の学校の対応（概要）		
(1) 在校時の場合	.....	9
(2) 登下校時（SB運行中）震度5以上の場合	.....	9
(3) 校外学習時（泊を伴わないもの：支援籍・遠足・実習等）	.....	10
(4) 校外学習中（泊を伴う場合：校外宿泊学習・修学旅行など）	.....	10
(5) 保護者送迎およびレスパイトサービス送迎時の対応	.....	11
(6) 休日・夜間の対応	.....	12
8 草加市指定避難所マップ【参考】	.....	13

## 1 はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災の発生時には、被災地の各教育機関において、懸命に児童生徒の安全確保に向けての取り組みが行われました。また近年、記録的な自然災害等、これまで私たちが経験したことが無いような事態が多発しています。

本校では、それらの教訓を生かし、今後の災害に適切に対応できるよう、埼玉県立草加かがやき特別支援学校版「危機管理マニュアル」を作成しました。この「防災マニュアル（家庭版）」につきましても、引き取りやご家庭への依頼に関する部分をピックアップしています。ご家庭と連携しながら、安心安全な学校づくりに努めて参りたいと存じます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 2 防災マニュアル（家庭版）の作成に際して

- (1) 様々な災害の状況に柔軟に対応できるようにする。
- (2) 家庭との協力のもと、日頃から体制整備に努めていく。
- (3) 児童生徒の引き渡し／引き取りに関して基準や手順を定める。
- (4) わかりやすいマニュアル作りを心がけ、必要により改訂を行う。

## 3 学校災害対策本部の設置について

本校では、児童生徒の在校時に草加市で震度5弱以上の地震が観測された場合に、「学校災害対策本部」を設置し、防災態勢に入ります。

休日・夜間の場合は「災害発生時の学校の対応 休日・夜間の対応」（12ページ）をご覧ください。

## 4 児童生徒引き渡しの基準

### (1) 児童生徒在校時の災害対応基準

#### ◎震度5弱以上の揺れが、学校所在の草加市で観測された場合

- ① 安全確保・避難
- ② 学校災害対策本部の設置
- ③ 授業の継続または打ち切りの判断  
【授業打ち切りの場合】
- ④ 保護者への安全な引き渡しを検討する  
(スクールバス運行決定、または、保護者に直接引き渡し)
- ⑤ 引き渡し方法を決定し、速やかに連絡する  
(メール配信サービス、学校ホームページ等、詳しくは6参照)
- ⑥ 引き渡しの実施(5参照)

※休業などの連絡は必要に応じて行います。

#### ◎地震警戒宣言の発令(大規模地震対策特別措置法に基づき行われる地震予知で、現時点では対象が南海トラフ地震に限られています)

- ① すべての授業または学校行事を直ちに打ち切る
- ② 保護者への安全な引き渡しを検討する  
(スクールバス運行決定、または、保護者に直接引き渡し)
- ③ 引き渡しを決定し、学校HPにて速やかに連絡する
- ④ 引き渡しの実施
- ⑤ 施設内の安全点検

※警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする

※地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する

## (2) 夜間・休日など在宅時の災害対応基準

◎休業の場合は朝6時までにはメール配信サービス、固定電話等で連絡する

◎草加市・越谷市・川口市で震度6以上の揺れが観測された場合

- ① 学校に「学校災害対策本部」を設置する
  - ② 可能な教職員が学校に参集し、児童生徒の安否確認、施設の安全確認にあたる
- ※警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする

◎地震警戒宣言の発令（大規模地震対策特別措置法に基づき行われる地震予知で、現時点では対象が南海トラフ地震に限られています）

- ① 警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする
- ② 地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する

## (3) 学校再開について

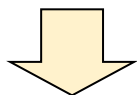
本校の施設・設備の安全点検、およびスクールバスの運行ルートを確認した後、学校再開の連絡をする（一斉メール、学校ホームページ等）。

## 5 保護者引き渡し時の手順

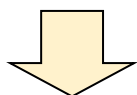
### (1) 全体の流れ

災害時などの引き渡しの際、車両が一斉に敷地内に入ると混乱する可能性がありますので、基本的に下記のような手順で行います。

- ① 災害時は渋滞や交通麻痺等により公共交通機関や自動車の使用は困難なことが予想されます。混乱や事故を防ぐため、自動車で学校敷地内に入ることはお控えください。近隣の安全な場所に駐車するか、徒歩または自転車での迎えをお願いします。(児童生徒の状況により自動車での迎えが必要な場合は担任に申し出てください。)

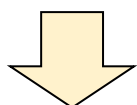


- ② 決められたルートで避難場所まで来てください。((2) 参照)

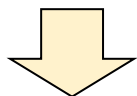


- ③ その場で、担任または担当で引き渡しする人の確認を行います。

※学校で保管している「災害用名簿」を元に本人確認後(名前、住所、電話番号等を確認します)、引き取り者が名簿にサインし、引き渡し後の避難場所を記入します。担任が引き渡し場所と時間を記入します。



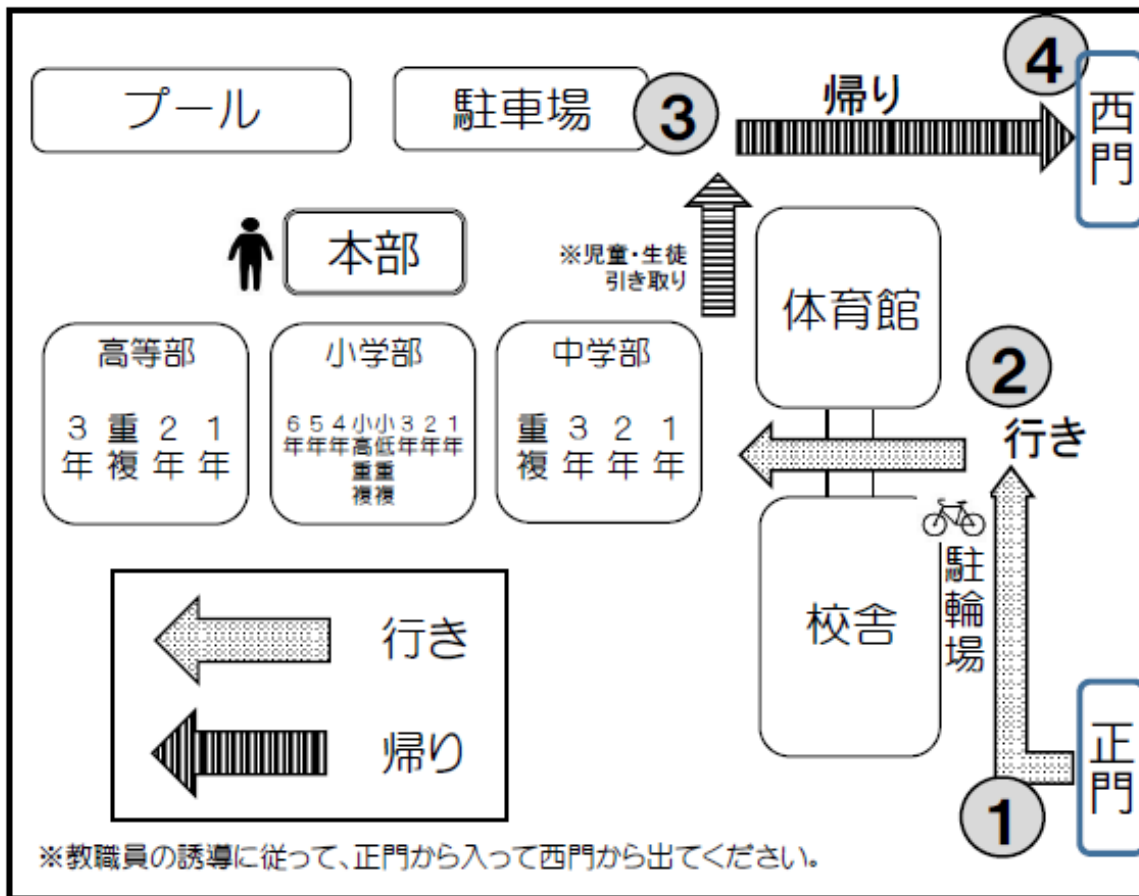
- ④ 引き渡しします。



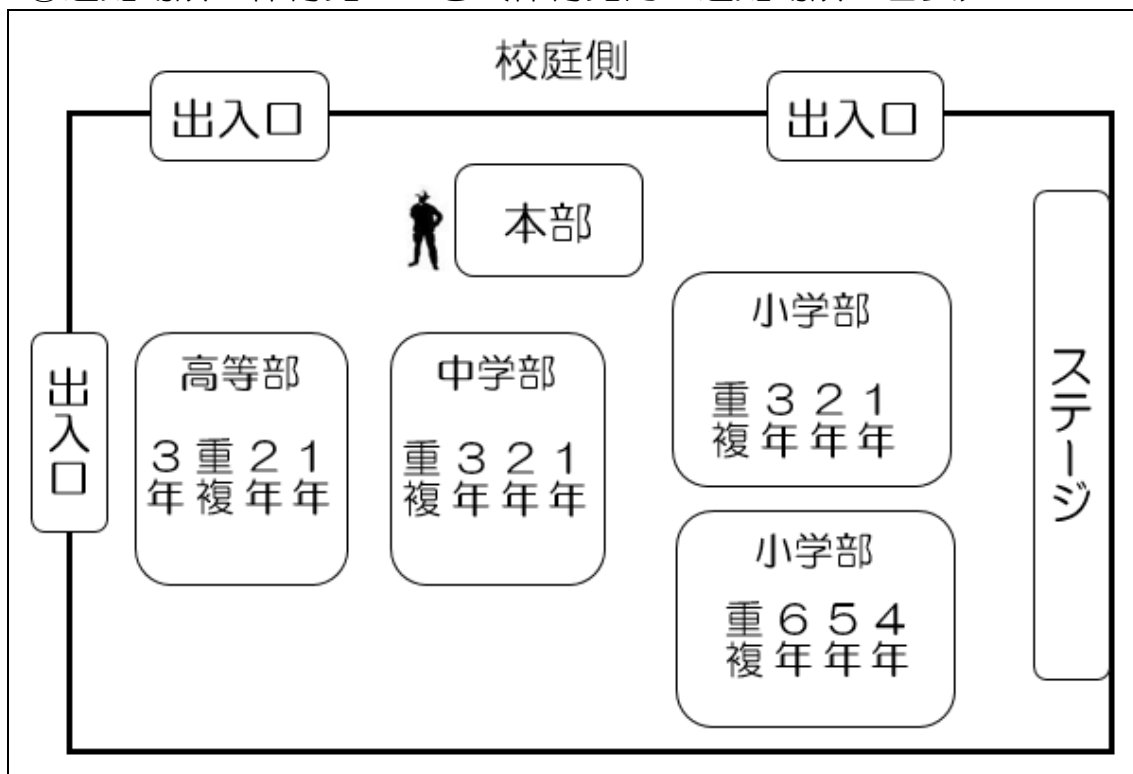
- ⑤ 下校の際は教職員の指示・誘導に従ってください。

(2) 避難場所の目安と引き取り者の動線

①避難場所が校庭のとき (※詳細は(3)を参照)



②避難場所が体育館のとき (体育館内の避難場所の目安)



(3) 正門から校庭までの動線 (写真)  
※前ページ①の1~4のそれぞれの場所から撮ったものです。

1 正門 (行き)



2 渡り廊下 (行き)



3 駐車場入口 (帰り)



4 西門 (帰り)





## 6 学校と家庭の連絡方法について

### (1) メール配信システム

今までの実施経験から一番確実に配信されています。登録すると一斉メールが届くので、災害時などの混乱時でも、確実に学校からの情報を受け取れる可能性が高いと考えられます。

ただし、メールが配信されていても、各携帯電話会社の通信回路の状態により、受信時間に差が生じることもあります。

### (2) 固定電話

災害時は児童生徒の安全確保を優先しているため、電話対応ができないことが想定されます。複数の回線がありますので、着信の際にわかるように、携帯電話等への登録をお願いいたします。

草加かがやき特別支援学校 固定電話

TEL 048-946-2131

FAX 048-946-5670

### (3) 学校ホームページでの情報提供



【URL：<http://www.kagayaki-sh.spec.ed.jp/>】

←左記のバーコードを携帯電話の「カメラ」→「バーコードリーダー」等の機能で写して、草加かがやき特別支援学校のホームページにジャンプしてください。

※サイトが表示されたら「緊急連絡用ページ」を開いて本校の災害時の対応についてご確認ください。

※災害時にはパソコンからホームページに入力できないことを想定しているため、新しい情報は入っておりません。あらかじめご了承ください。平時から本校の災害時対応について確認をしていただくためのものです。

## 7 災害発生時の学校の対応（概要）

### （1）在校時の場合

- ①災害時の安全確保
- ②第1次避難（校舎外へ）
- ③安全確認・被害状況把握
- ④第2次避難（想定：体育館、校舎内、校庭、校外の避難場所など）
- ⑤緊急対策本部設置  
（草加市の震度が5弱以上の場合）
- ⑥保護者へ連絡
- ⑦児童生徒の引き渡し
- ⑧残留児童生徒の保護

#### ◎想定される「引き渡し場所」

- ・草加かがやき特別支援学校（校庭、体育館）

または

- ・本校以外の避難場所に移動した場合  
⇒掲示や学校ホームページ等でお知らせします

### （2）登下校時（SB運行中）震度5以上の場合

#### ①バスが走行可能な場合

バス会社、対策本部（学校）と連絡を取る

1. 各バス停で保護者に引き渡す
2. バス停に保護者がいない場合は乗せておき、終点から学校に戻る

#### ②バスが走行不可能な場合

避難所まで移動し、連絡を待つ。もしくは現場の路肩に停車し、連絡を待つ（この間、家庭への連絡、バスの応援派遣要請、防災・医療機関との交渉、学校への連絡を行う）

(3) 校外学習時（泊を伴わないもの：支援籍・遠足・実習等）

- ①発生時の安全確保
- ②第1次避難（屋外へ）
- ③安全確認・被害状況把握
- ④保護者へ連絡
- ⑤帰校または保護者への引き渡し

◎想定される「引き渡し場所」

- ・当該学習地（現地の指示に従う）
- ・校外学習経路の最寄りの避難場所
- ・草加かがやき特別支援学校（戻ることができた場合）

(4) 校外学習中（泊を伴う場合：校外宿泊学習・修学旅行など）

- ①発生時の安全確保
- ②第1次避難（屋外へ）
- ③安全確認・被害状況把握
- ④保護者へ連絡
- ⑤帰校または保護者への引き渡し

◎想定される「引き渡し場所」

- ・当該宿泊地の避難場所（現地の指示に従う）
- ・校外学習経路の最寄りの避難場所（実施計画を参照）
- ・草加かがやき特別支援学校（戻ることができた場合）

## (5) 保護者送迎およびレスパイトサービス送迎時の対応

震度5弱以上の地震が発生した場合は「原則保護者引き渡し」になります。レスパイトサービスを利用する予定があっても、引き渡しを行いませんので、事前にレスパイトサービスと確認をお願いします。学校から各レスパイトサービスへの連絡は原則として行いません。

### <登校時>

- 担任に完全に引き渡された後に災害発生  
→学校での管理下で保護
  - 学校敷地内であっても引き渡しが完了していないときに発生  
→レスパイトおよび保護者の責任で保護
- ◎原則、安全が確認されるまで学校に避難すること。  
◎レスパイトと共に学校に避難か、事業所に戻るか、自宅に帰るかなどは、それぞれの家庭とレスパイトサービスとの契約で確認すること。

### <下校時>

- 完全に引き渡されていない状態で発生  
→学校管理下で保護
- 学校敷地内であっても完全に引き渡された後に発生  
→保護者の責任で保護

### ※注意点

- 安全が確認されるまでは下校せず、学校に避難し、様子を見てください。
- 保護者が児童生徒を保護している場合でも、学校の避難誘導に従ってください。
- 災害の状況によっては、学校に留まってもかまいません。あくまでも一次的な避難で、保護者が児童生徒の保護をお願いします。

## (6) 休日・夜間の対応

- ① 災害発生時の安全確保
- ② 被害状況把握
- ③ 必要に応じて避難する
- ④ 学校の連絡を待って、安否を報告する

## 8 草加市指定避難所マップ【参考】



出典：草加市ハザードマップ（そうか災害地図）